

岩手県告示第192号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県立御所湖広域公園（艇庫に限る。）の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施設を利用する場合にあつては、表1に掲げる額
- 2 附属の設備を使用する場合にあつては、表2に掲げる額
- 3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあつては、表3に掲げる額
- 4 利用料金の適用年月日

令和5年4月1日

表1 施設の利用料金

使用の区分	単 位	利用料金	
		一 般	学生及び生徒
エイトを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	円 6,880	円 3,430
シェルフォア又はクオドルプルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	5,100	2,550
ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	4,330	2,170
シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	3,510	1,770
カヤックフォアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	2,230	1,120
カナディアンフォア又はカナディアンダブルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1,760	870
カナディアンシングルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1,440	730
カヤックダブルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1,270	630
カヤックシングルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	790	400

表2 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金
舟艇	シェルフォア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	円 790
			使用時間が4時間を超える場合	1,210
	ナックルフォア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	790
			使用時間が4時間を超える場合	1,210
	ダブルスカル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	630
			使用時間が4時間を超える場合	960
	シェルペア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	630
			使用時間が4時間を超える場合	960
	シングルスカル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	320
			使用時間が4時間を超える場合	480
	カヤックフォア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	790
			使用時間が4時間を超える場合	1,210
	カナディアンダブル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	630
			使用時間が4時間を超える場合	960

	カナディアンシングル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	320
			使用時間が4時間を超える場合	480
	カヤックダブル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	630
			使用時間が4時間を超える場合	960
	カヤックシングル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	320
			使用時間が4時間を超える場合	480
普及用舟艇	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	320	
		使用時間が4時間を超える場合	480	
審判艇	1日までごとに1艇につき		11,980円に燃料の実費相当額を加えた額	
コース設定作業艇			燃料の実費相当額	
拡声機		1日までごとに		5,100
競技用備品	電話機		1日までごとに1式ごとに	4,150
	流速計		1日までごとに1台ごとに	1,900
	テント		1日までごとに1張ごとに	680
	トランシーバー		1日までごとに1台ごとに	220
	電気メガホン		1日までごとに1台ごとに	150
	風向風速計		1日までごとに1台ごとに	150
	ストップウォッチ		1日までごとに1個ごとに	30
トレーニング用具	スライディングバック		1日までごとに1台ごとに	150
	ローイングエルゴメーター		1日までごとに1台ごとに	150

備考 舟艇及びトレーニング用具を学生又は生徒が使用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の半額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。）とする。

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区分	単位	利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	円 1,230
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに	110
興行	1日までごとに	8,200
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに	4,100